

第5章 介護サービス量の見込みなどについて

1. 被保険者数・要支援・要介護認定者数の見込み

(1) 被保険者数の見込み

第1号被保険者は、今後も増加が続く見込みであり、団塊の世代が75歳以上となる令和7（2025）年には235,592人、30.8%、令和22（2040）年には247,442人、36.4%に達する見込みです。その後も高齢化は進み、令和27（2045）年には248,933人、38.4%に達する見込みです。第2号被保険者は、緩やかに減少が続く見込みです。

表 第1号および第2号被保険者数の見込み

(単位：人)

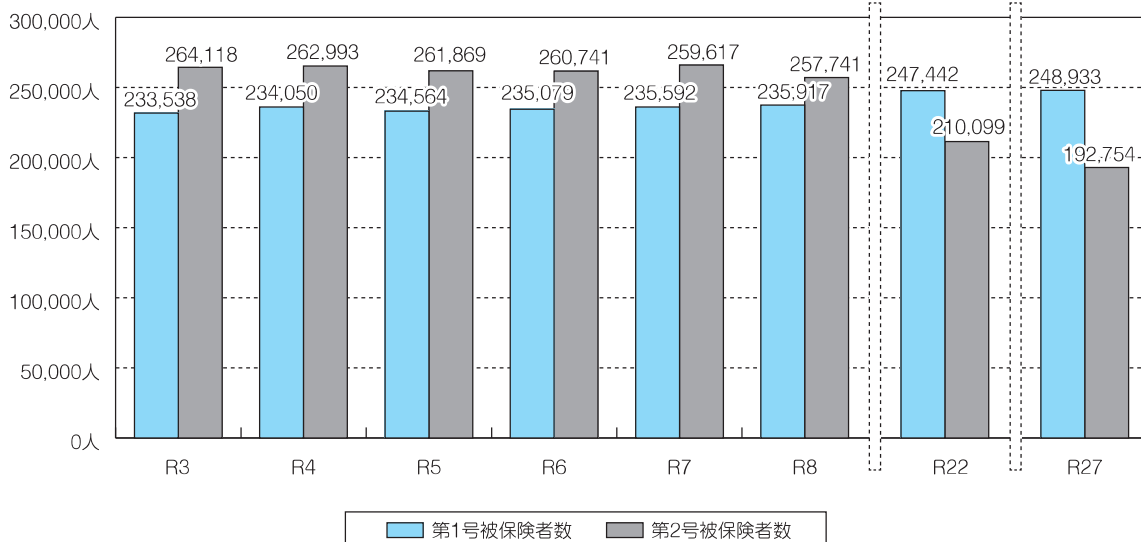
	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R22	R27
総人口	784,185	779,095	774,006	768,902	763,812	758,711	680,256	648,435
第1号被保険者数	233,538	234,050	234,564	235,079	235,592	235,917	247,442	248,933
（前期高齢者数）	114,898	111,724	108,551	105,370	102,196	100,361	105,307	107,122
（後期高齢者数）	118,640	122,326	126,013	129,709	133,396	135,556	142,135	141,811
第2号被保険者数	264,118	262,993	261,869	260,741	259,617	257,741	210,099	192,754
被保険者数計	497,656	497,043	496,433	495,820	495,209	493,658	457,541	441,687
高齢化率	29.8%	30.0%	30.3%	30.6%	30.8%	31.1%	36.4%	38.4%

※ 各年10月1日現在。

※ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」に実績値を踏まえた補正値を乗じた数値。

※ 第1号被保険者は65歳以上の方、第2号被保険者は40歳以上65歳未満の医療保険加入者。

図 第1号および第2号被保険者数の見込み



※ 各年10月1日現在。

※ 国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和5（2023）年推計）」に実績値を踏まえた補正値を乗じた数値。

※ 第1号被保険者は65歳以上の方、第2号被保険者は40歳以上65歳未満の医療保険加入者。

(2) 要支援・要介護認定者数の見込み

高齢者人口の増加に伴い、第9期計画期間では、要支援・要介護認定者数は緩やかな増加が見込まれます。団塊ジュニア世代がすべて高齢者となる令和22（2040）年には58,104人、認定率は23.5%となり、また65歳以上の高齢者人口がピークに達する令和27（2045）年には57,651人、認定率は23.2%となる見込みです。

表 要支援・要介護認定者数の見込み

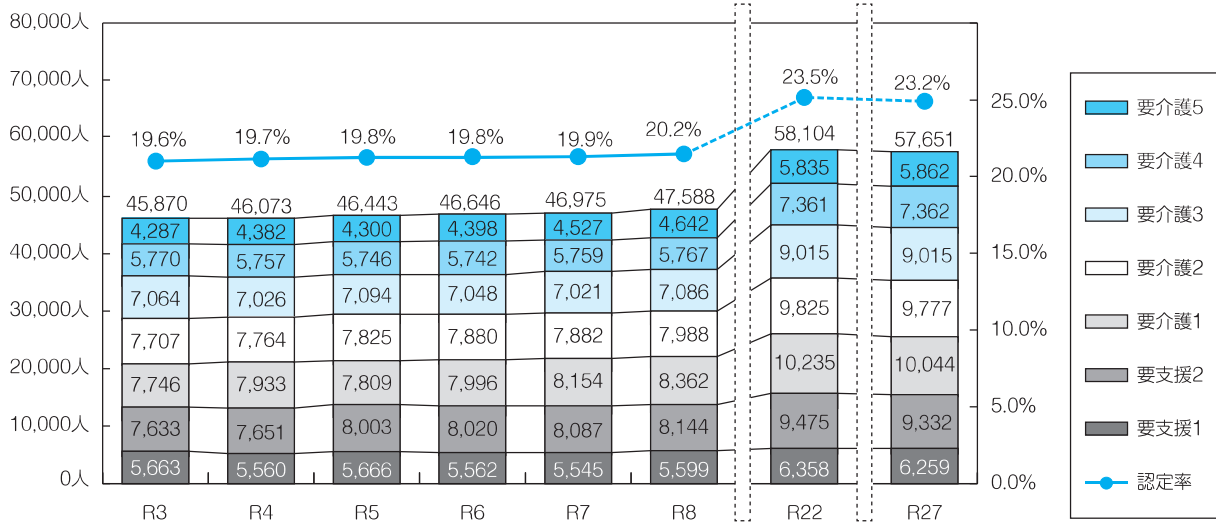
(単位：人)

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R22	R27
要支援1	5,663	5,560	5,666	5,562	5,545	5,599	6,358	6,259
要支援2	7,633	7,651	8,003	8,020	8,087	8,144	9,475	9,332
要介護1	7,746	7,933	7,809	7,996	8,154	8,362	10,235	10,044
要介護2	7,707	7,764	7,825	7,880	7,882	7,988	9,825	9,777
要介護3	7,064	7,026	7,094	7,048	7,021	7,086	9,015	9,015
要介護4	5,770	5,757	5,746	5,742	5,759	5,767	7,361	7,362
要介護5	4,287	4,382	4,300	4,398	4,527	4,642	5,835	5,862
介護認定者計	45,870	46,073	46,443	46,646	46,975	47,588	58,104	57,651
認定率	19.6%	19.7%	19.8%	19.8%	19.9%	20.2%	23.5%	23.2%

※ 各年10月1日現在。第2号被保険者も含む。認定率は要支援・要介護認定者数を第1号被保険者数で除した割合。（第1号被保険者は65歳以上の方、第2号被保険者は40歳以上65歳未満の医療保険加入者）。

※ R3～R4年は実績値。R5～R27年は見込値。

図 要支援・要介護認定者数の見込み



※ 各年10月1日現在。第2号被保険者も含む。認定率は要支援・要介護認定者数を第1号被保険者数で除した割合。（第1号被保険者は65歳以上の方、第2号被保険者は40歳以上65歳未満の医療保険加入者）。

※ R3～R4年は実績値。R5～R27年は見込値。

2. 介護サービス量などの見込みとその確保策

(1) 介護保険施設などの基盤整備

第8期計画に引き続き、地域や在宅で医療・介護が受けられるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進に向け、介護離職ゼロなどの国の方針を踏まえつつサービス基盤の整備を進める必要がありますが、高齢者人口がピークに達する令和27（2045）年を過ぎ減少に転じる見込みであることや深刻な介護人材不足なども考慮する必要があります。このような状況を踏まえ、認知症高齢者グループホームや特定施設入居者生活介護などの整備を緩やかに継続することや、既存の介護資源を活用することなど、主なサービス基盤について次のとおり整備計画を定めました。

■介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム；地域密着型を含む）

① 整備の考え方

第6期から第8期計画において、地域密着型によるきめ細かな整備を推進するとともに、既存の短期入所生活介護のうち、広域型特別養護老人ホームに併設するショートステイについて、特別養護老人ホームへの転換を進めたほか、第7期計画では、第6期計画で地域密着型での整備が進まなかった中央区において広域型による整備を行ったことから、本市における特別養護老人ホームは一定の整備量が確保された状況となっています。

一方で、令和5（2023）年4月に実施した入所申込者数調査によると、入所申込者2,295人のうち、入所の必要性が高いと見込まれる要介護3以上（要介護3は独居のみ）の中重度の方で、かつ、居所が在宅・病院等の方は775人であり、高齢者人口が増加する中、減少傾向にあるものの、依然として多い状況となっています。

このような状況を踏まえ、第9期計画においては、特に入所の必要性が高いと考えられる要介護3以上の在宅で独居の方に対応するため、地域密着型特別養護老人ホーム1か所29人の整備を行います。加えて、短期入所生活介護の長期的利用といった本来のサービス趣旨と異なる利用実態の解消を図り、併せて既存の介護サービス基盤を活用した特別養護老人ホームの量的確保を行うため、第8期計画に続き既存の短期入所生活介護のうち、特別養護老人ホームに併設するショートステイ160人分について、特別養護老人ホームへの転換を促進します。

表 市内特養の入所申込者数（居所別・介護度別）

（単位：人）

	要介護 以外	要介護1	要介護2	要介護3		要介護4		要介護5		計
				全数	（うち独居）	全数	（うち独居）	全数	（うち独居）	
在宅	0	15	65	588	104	322	56	188	21	1,178
介護老人保健施設	1	19	69	222	41	194	25	180	19	685
介護医療院	0	0	0	1	0	22	4	35	7	58
病院（一般病床、医療療養病床）	8	3	8	60	19	79	19	59	10	217
グループホーム	0	4	16	36	7	24	7	9	2	89
養護老人ホーム	0	0	0	1	1	0	0	0	0	1
軽費老人ホーム	2	0	2	2	2	1	0	0	0	7
有料老人ホーム	0	0	6	18	10	14	7	7	5	45
サービス付き高齢者向け住宅	0	1	0	8	3	3	2	3	0	15
その他	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計	11	42	166	936	187	659	120	481	64	2,295

※ 令和5（2023）年4月1日現在

※ 網掛け部分が入所の必要性が高いと考えられる方の範囲（775人）

② 整備年度・整備地域の考え方

地域密着型の特別養護老人ホームの新設については、第8期計画に引き続き、きめ細かな整備を進めるため、介護認定者数や申込者状況、既存施設の整備状況を踏まえて、不足する日常生活圏域において整備を進めます。

併設ショートステイからの転換については、事業開始後おおむね10年経過した施設を対象として、施設の利用実態を把握した上で、現利用者の安全なサービス利用を第一に、事業者の意向に応じて実態に即したサービス提供を進めていきます。

また、既存の広域型施設のうち、老朽化が著しいため建て替えを要する施設については、建て替えに際して必要な相談対応や諸手続きの支援を行い、適切に入居者の安心・安全が確保されるよう進めていきます。

■特別養護老人ホーム（地域密着型）の整備年度および整備圏域

【新設】

令和8年度（中央区）烏屋野・上山圏域：1か所29人

■特別養護老人ホーム（広域型）の整備年度および整備圏域

【転換】

令和6年度～令和8年度 市内一円
併設ショートステイからの転換：計160人

■介護老人保健施設・介護医療院

① 整備の考え方

第8期計画においては、介護老人保健施設から、「日常的な医学管理」や「看取り・ターミナルケア」等の医療機能と「生活施設」としての機能とを兼ね備えた介護医療院への転換を進め、介護医療院の地域への定着を図りました。

本来のサービス趣旨である在宅復帰とは異なる利用実態の解消を図るとともに、医療の必要な要介護認定者の長期療養・生活施設を確保するため、第9期計画においても、既存の介護老人保健施設から介護医療院への転換を促進します。

また、医療療養病床を有する医療機関の介護医療院等への転換については、事業者の意向を把握するとともに、介護医療院等へのスムーズな移行を支援します。

② 整備年度・整備地域の考え方

既存施設の転換となるため、施設の利用実態を把握した上で、現利用者の安全なサービス利用を第一に、事業者の意向に応じて実態に即したサービス提供を進めていきます。

今後も医療と介護のニーズを併せ持つ慢性疾患等の後期高齢者の増加が見込まれることから、在宅での生活が困難な重度者に対応するため、引き続き整備の必要性について検討していきます。

■介護医療院の整備年度および整備地域

【転換】

令和6年度～令和8年度 市内一円

既存介護老人保健施設からの転換

：計450人

■認知症高齢者グループホーム

① 整備の考え方

認知症対応型共同生活介護を提供する認知症高齢者グループホームについては、急速な高齢化に伴うニーズの高まりに対応するため、これまで第6期から第8期計画において一層の整備促進を図ってきました。

しかしながら、認知症高齢者は今後も一層の増加が見込まれ、住み慣れた地域での生活継続を支えるグループホームの果たす役割の重要性はこれまで以上に増えています。

また、他の政令市と比較して、本市の認知症対応型共同生活介護のサービス量は少ないことから、第9期計画では、引き続き2ユニット18人による整備を基本としながら、計72人分の新規整備を進めます。

加えて、既存の基盤・拠点を活かした増設により、事業主体における運営安定化とサービス量の確保を図ります。

② 整備年度・整備地域の考え方

認定者数に対する整備状況を基に、整備率の低い日常生活圏域を対象として、2ユニット18人による整備を基本とし、3年間で4か所計72人分の整備を行います。

加えて、現在、地域の拠点として運営を行っている既存グループホームにおける増設については、必要な相談対応等に努めるとともに、運営主体の意向を踏まえて、計画的な整備を進めていきます。

■認知症高齢者グループホームの整備年度および整備地域

【新 設】

令和6年度	(東 区) 石山・東石山圏域	: 1か所18人
	(西 区) 小針・小新圏域	: 1か所18人
令和7年度	(中央区) 山潟圏域	: 1か所18人
令和8年度	(西 区) 五十嵐圏域	: 1か所18人

【増 設】

令和6年度～令和8年度	市内一円	
	既存事業所における増設	: 計18人

■特定施設入居者生活介護（介護付有料老人ホームなど；地域密着型を含む）**① 整備の考え方**

特定施設入居者生活介護については、既存の軽費老人ホーム（ケアハウス）における入居者の要介護状況の重度化に対応し、低所得者にも配慮した住まいの確保を図るため、第6期および第7期計画において、既存の軽費老人ホーム（ケアハウス）の特定施設入居者生活介護の提供、また第7期および第8期計画では介護付有料老人ホームの新規整備を進めました。

こうした中で、本市が実施した在宅介護実態調査によると、軽費老人ホーム（ケアハウス）や有料老人ホームへの住み替えを希望する割合は2.1%に留まるものの、このうち、特定施設入居者生活介護、いわゆる介護付有料老人ホーム等を希望する割合は約5割を占める結果となっています。

また、特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホームおよびサービス付き高齢者向け住宅が増加しており、多様な介護ニーズの受け皿となっている一方で、本市の調べによると令和5（2023）年7月現在において、介護付有料老人ホームの入居率は95.6%であり、持ち家率の高い本市においても、特定施設入居者生活介護が地域包括ケアシステムにおける「住まい」機能の役割を担っている状況となっています。

このような状況を踏まえ、要介護状態となっても入居者の実態に応じた適切な介護サービスが提供される住まいの確保を図るため、介護付有料老人ホーム2か所58人の整備を行うとともに、運営主体の意向を踏まえて、既存の軽費老人ホーム（ケアハウス）、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅における特定施設入居者生活介護の提供（介護付きホームへの移行）を進めます。

② 整備年度・整備地域の考え方

介護付有料老人ホームの新規整備について、特別養護老人ホーム等の整備状況も考慮しつつ、認定者数に対する整備状況を基に、整備率の低い日常生活圏域を対象として整備を行います。

また、既存の軽費老人ホーム（ケアハウス）、住宅型有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅における特定施設入居者生活介護の提供について、運営主体の意向を踏まえながら進めていきます。

■特定施設入居者生活介護の整備年度および整備地域

【新設】

介護付有料老人ホームの整備

令和7年度 (中央区) 宮浦・東新湊圏域 : 1か所29人

令和8年度 (西 区) 五十嵐圏域 : 1か所29人

既存施設における特定施設入居者生活介護の提供

令和6年度～令和8年度 : 計100人

■小規模多機能型居宅介護・看護小規模多機能型居宅介護

① 整備の考え方

小規模多機能型居宅介護および看護小規模多機能型居宅介護については、地域包括ケアシステムの中核的な役割を担うサービスとして位置付けられ、高齢者が住み慣れた地域で安心して必要なサービスを受けることができるよう、これまで積極的な整備に取り組んできた結果、小規模多機能型居宅介護については、他の政令市と比較して整備が進んでいる状況を維持しています。

第9期計画においては、介護と看護の両方のニーズを有する方の増加に対応し、地域的偏在の解消を図るとともに、既存事業所の利用率向上や普及促進に資する取組を検討します。

② 整備年度・整備地域の考え方

小規模多機能型居宅介護および看護小規模多機能型居宅介護については、利用者ニーズに即したサービス量の拡大が機動的に図られるよう、整備上限数や整備圏域を限定せず、事業者の参入意向に合わせて必要な情報提供や随時の相談対応等に努めます。

また、未整備圏域のうち両サービスを合わせた整備率が低い日常生活圏域を中心に、計5か所計145人分の整備に支援するとともに、普及促進に資する取組を行い、サービスの普及・拡大に努めます。

■小規模多機能型居宅介護の整備年度および整備地域

【新設】

令和6年度～令和8年度 未整備圏域 : 計2か所58人

■看護小規模多機能型居宅介護の整備年度および整備地域

【新設】

令和6年度～令和8年度 未整備圏域 : 計3か所87人

■定期巡回・随時対応型訪問介護看護

① **整備の考え方**

定期巡回・随時対応型訪問介護看護は、医療ニーズの高い方でも、昼夜を問わず在宅で必要な時に必要な介護・看護サービスが受けられるサービスです。

第6期計画において2か所、第7期計画において1か所、第8期計画において3か所の整備を行ったことで、サービス利用量が増加傾向となっています。

地域包括ケアシステムにおいて高齢者が安心して在宅生活を継続するための重要な役割を担うサービスであることから、引き続き整備を促進するとともに、地域的偏差の解消を図ります。

② **整備年度・整備地域の考え方**

引き続き事業者の参入が進むよう、必要な情報提供や随時の相談対応等に努めるとともに、整備上限数や整備圏域を限定せず、利用者ニーズに即したサービス量の拡大が機動的に図られるよう整備を推進します。

■定期巡回・随時対応型訪問介護看護の整備年度および整備地域

【新 設】

令和6年度～令和8年度

市内一円

：各年度1か所程度

表 介護保険施設などの整備計画

		第8期計画期間				R5 末	第9期計画期間				R8 末		
		R3	R4	R5	期間計		R6	R7	R8	期間計			
特別養護老人ホーム	箇所数		1	1	2	89			1	1	90		
		定員数	43	99	76	218	5,606	189		189	5,795		
	広域型	転換	箇所数				52					52	
			定員数	43	70	47	160	4,592	160		160	4,752	
	地域密着型	新設	箇所数		1	1	2	37			1	1	38
			定員数		29	29	58	1,014			29	29	1,043
介護老人保健施設	転換	箇所数		-1	-1	-2	37					37	
		定員数		-29	-155	-184	3,821	-450		-450	3,371		
	増床	定員数		5	4	9							
介護療養型医療施設	転換	箇所数	-2			-2	0						
		定員数	-179			-179	0						
介護医療院	転換	箇所数	1	1	2	4	7					7	
		定員数	152	29	264	445	706	490		490	1,196		
グループホーム	新設	箇所数	2	3	3	8	79	2	1	1	4	83	
		定員数	36	54	54	144	1,233	36	18	18	72	1,323	
	増設	定員数						18		18			
特定施設 (有料老人ホームなど)	箇所数		1	2	3	21		1	1	2	23		
		定員数		50	100	150	1,009	138		138	1,147		
	介護専用型 (地域密着型含む)	箇所数					1		1	1	2	3	
		定員数					29		29	29	58	87	
	混合型	箇所数		1	2	3	20					20	
		定員数		50	100	150	980	-20			-20	1,060	
既存施設からの提供	指定	定員数					100		100				
小規模多機能型居宅介護事業所	箇所数		1		1	63		2		2	65		
	定員数		29		29	1,788		58		58	1,846		
看護小規模多機能型居宅介護事業所	箇所数	1	2	1	4	17		3		3	20		
	定員数	29	58	29	116	478		87		87	565		
定期巡回・随時対応型訪問 介護看護事業所	箇所数	1	1	1	3	7		3		3	10		

- ※ 数値は着工ベース。特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院、特定施設のR8末箇所数は、転換分・既存施設指定分の増減分を含んでいない。
- ※ 特別養護老人ホームの広域型、グループホーム及び特定施設のR5末の定員数には、転換分・増設分を含む。
- ※ 特別養護老人ホームの地域密着型及び看護小規模多機能型居宅介護事業所の第8期計画期間は、未着工分を含む。
- ※ 特定施設、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所の第8期計画期間は、整備計画外の既存施設の減床分・廃止分および既存事業所の転換分・廃止分を含んでいない。
- ※ 介護医療院の第9期計画期間は、医療療養病床からの転換分を含む。

■その他高齢者福祉事業における施設

日常生活に不安のある方の入居利用や相談に対応し、健康づくりやレクリエーションなどを支援する高齢者福祉施設については、稼働率や民間事業者による有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅などの整備状況を踏まえて、新たな整備は実施しません。

養護老人ホームについては、入所者数の推移を踏まえて定員数を減らすとともに、老朽化した施設の建て替えにより、安心して暮らせる環境の整備を進めていきます。

軽費老人ホーム（ケアハウス）は、在宅での生活に不安のある所得の低い高齢者などを対象に、住まいや生活支援などを提供する福祉施設としての役割を果たしており、今後も日常生活に支援が必要な高齢者や軽度要介護認定者が安心していきいきと暮らせる住まいとしての機能が期待されています。高齢化などによるケアハウス入居者の要介護状態の重度化に対して対応が必要であることから、要介護状態になっても引き続き住み慣れた施設に入居し続けられるように、特定施設入居者生活介護の提供を進めていきます。

住宅型有料老人ホームおよびサービス付き高齢者向け住宅については、介護が必要な方の住まいとしての役割を担っていることから、特定施設入居者生活介護の提供（介護付きホームへの移行）を進めるほか、引き続き適切な指導を行うとともに、新潟県との情報共有や連携を行うことで、質の確保に努めます。

表 その他高齢者福祉施設整備計画

		第8期計画期間				R5	第9期計画期間				R8
		R3	R4	R5	計	未	R6	R7	R8	計	未
養護老人ホーム	箇所数				0	1				0	1
	定員数				0	100	-20			-20	80
軽費老人ホーム	ケアハウス	箇所数			0	22				0	22
		定員数	-1		-1	898				0	898
	A型	箇所数			0	1				0	1
		定員数			0	90				0	90
生活支援ハウス	箇所数				0	1				0	1
	定員数				0	10				0	10
老人福祉センター	箇所数				0	12				0	12
在宅介護支援センター	箇所数				0	12				0	12

表 有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅の設置状況

		第8期計画期間				R5末
		R3	R4	R5	計	
介護付有料老人ホーム (地域密着型含む)	箇所数	2		1	3	15
	定員数	100		50	150	685
住宅型有料老人ホーム	箇所数	6	3	3	12	68
	定員数	105	210	128	443	2,291
有料老人ホーム 計	箇所数	8	3	4	15	83
	定員数	205	210	178	593	2,976
サービス付き高齢者向け住宅	箇所数	3	3	2	8	48
	戸数	126	124	39	289	1,491
有料老人ホーム サービス付き高齢者向け住宅 計	箇所数	11	6	6	23	131
	定員数・戸数	331	334	217	882	4,467

※ 数値は開設ベース。

※ 第8期計画期間の数値は新規整備数であり、廃止や定員数の増減などを含まない。

(2) 介護サービス量の見込みとその確保策

① 介護サービス量の見込み

計画期間における年度ごとの要支援・要介護認定者数を基本とし、今後の整備計画や各サービス別の利用率、その伸び率の直近実績を踏まえ、第9期計画期間における介護サービスの量を推計しました。要支援・要介護認定者数の増加に伴い、多くの介護サービスにおいて、利用者数、利用回数・日数の増加が見込まれます。

表 一月あたりの介護サービス量の見込み（要介護1～5）

サービス区分		単位	R3	R4	R5	R6	R7	R8	
居	訪問介護	回数	100,328	103,331	106,937	114,105	119,829	124,798	
	訪問入浴介護	回数	1,445	1,453	1,389	1,504	1,572	1,618	
	訪問看護	回数	17,230	18,125	18,896	20,202	21,151	21,695	
	訪問リハビリテーション	回数	6,121	6,465	7,195	7,917	8,269	8,538	
	居宅療養管理指導	人数	2,895	3,169	3,598	3,976	4,077	4,171	
	通所介護	回数	87,463	83,693	81,740	81,113	80,208	80,905	
	通所リハビリテーション	回数	15,424	14,686	14,539	14,568	14,733	15,225	
	短期入所生活介護	日数	71,237	69,012	68,455	69,246	69,611	71,248	
	短期入所療養介護	日数	1,102	910	888	917	905	882	
	宅	福祉用具貸与	人数	11,193	11,337	11,523	11,937	12,262	12,698
		特定福祉用具購入費	人数	174	165	158	154	155	151
		住宅改修費	人数	145	133	126	125	127	129
		特定施設入居者生活介護	人数	627	680	693	787	830	880
居宅介護支援		人数	16,930	16,984	16,957	17,246	17,422	17,762	
地域密着型	定期巡回・随時対応型訪問介護看護	人数	97	116	153	164	165	176	
	夜間対応型訪問介護	人数	0	0	0	0	0	0	
	認知症対応型通所介護	回数	2,146	1,945	1,700	1,625	1,552	1,568	
	小規模多機能型居宅介護	人数	1,371	1,375	1,371	1,394	1,405	1,431	
	認知症対応型共同生活介護	人数	1,046	1,055	1,090	1,185	1,227	1,270	
	地域密着型特定施設入居者生活介護	人数	29	28	29	29	29	58	
	地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	人数	942	938	946	974	974	974	
	看護小規模多機能型居宅介護	人数	238	273	301	330	339	346	
施設	地域密着型通所介護	回数	19,136	19,274	19,232	19,521	19,522	19,841	
	介護老人福祉施設	人数	4,160	4,241	4,288	4,335	4,390	4,437	
	介護老人保健施設	人数	3,474	3,455	3,400	3,270	3,096	3,010	
	介護医療院	人数	300	411	492	665	846	937	
	介護療養型医療施設	人数	105	2	3	-	-	-	

※ R3・R4 は実績値。R5は見込値。

表 一月あたりの介護サービス量の見込み (要支援1・2)

サービス区分		単位	R3	R4	R5	R6	R7	R8
介護 予 防	介護予防訪問入浴介護	回数	23	10	15	0	0	0
	介護予防訪問看護	回数	5,065	5,035	5,137	4,980	5,006	4,904
	介護予防訪問リハビリテーション	回数	1,996	2,031	2,391	2,634	2,787	2,899
	介護予防居宅療養管理指導	人数	299	300	346	373	375	378
	介護予防通所リハビリテーション	人数	1,384	1,394	1,486	1,518	1,558	1,552
	介護予防短期入所生活介護	日数	1,358	1,175	1,114	1,005	1,012	1,012
	介護予防短期入所療養介護	日数	18	12	9	0	0	0
	介護予防福祉用具貸与	人数	5,159	5,200	5,366	5,315	5,302	5,307
	特定介護予防福祉用具購入費	人数	99	96	90	81	81	82
	介護予防住宅改修	人数	117	115	136	143	143	145
	介護予防特定施設入居者生活介護	人数	72	69	62	70	73	77
	介護予防支援	人数	6,306	6,352	6,533	6,440	6,423	6,409
	地域 密着 型	介護予防認知症対応型通所介護	回数	11	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護		人数	150	172	169	157	157	158
介護予防認知症対応型共同生活介護		人数	7	5	5	5	5	5

※ R3・R4 は実績値。R5は見込値。

② 日常生活圏域ごとの地域密着型サービスの利用見込みなど

地域密着型サービスについては、日常生活圏域ごとにそれぞれのサービス量を見込むことになっています。また、そのうち認知症対応型共同生活介護（認知症高齢者グループホーム）、地域密着型特定施設入居者生活介護（介護付きホーム）、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（特別養護老人ホーム）については、日常生活圏域ごとに必要利用定員総数を定めることになっています。

表 日常生活圏域ごとの地域密着型サービスの利用見込み

圏域	定期巡回・随時対応型訪問介護看護 (人/月)			夜間対応型訪問介護 (人/月)			認知症対応型通所介護 (回/月)			小規模多機能型居宅介護 (人/月)			看護小規模多機能型居宅介護 (人/月)			
	R6	R7	R8	R6	R7	R8	R6	R7	R8	R6	R7	R8	R6	R7	R8	
北区	松浜・南浜・瀧川	16	16	17				58	56	56	50	50	51			
	葛塚・木崎・早通						82	78	79	70	70	72	33	34	34	
	岡方・光晴						21	20	20	18	18	18				
東区	山の下						40	38	39	34	35	35				
	藤見・下山	27	27	29			63	60	61	54	55	56	55	56	57	
	東新瀧(木戸小)・大形・木戸						91	86	87	78	78	80				
	石山・東石山						77	74	74	66	67	68				
中央区	関屋・白新						65	62	62	55	56	57				
	奇居・新瀧柳都						64	61	62	55	55	56				
	宮浦・東新瀧(沼垂小・笹口小)	34	35	36			79	75	77	68	68	70	68	70	73	
	鳥屋野・上山						91	87	88	78	79	81				
	山瀧						34	33	33	30	30	30				
江南区	大江山・横越						39	37	38	33	34	34				
	龜田・龜田西	14	14	16			71	67	68	61	61	62	29	30	30	
	曾野木・両川						32	31	31	28	28	29				
秋葉区	新津第五				0	0	0	40	38	38	34	34	35			
	新津第一・新津第二	17	17	18			81	77	78	69	70	71	34	35	35	
	小合・金津・小須戸						48	46	47	41	42	42				
南区	白井・白根北						32	31	31	28	28	28				
	白南・白根第一	10	10	10			45	43	44	39	39	40	20	20	21	
	味方・月瀧						17	17	17	15	15	15				
西区	小針・小新						89	85	85	76	77	78				
	坂井輪						51	49	49	44	44	45				
	五十嵐	32	32	36			57	55	55	49	49	50	65	67	68	
	黒崎						54	51	52	46	46	48				
	内野・赤塚・中野小屋						71	68	69	61	62	63				
西浦区	西川						26	25	25	22	22	23				
	瀧東・中之口	14	14	14			25	24	24	22	22	22	26	27	28	
	荻東・荻西						60	57	58	51	52	53				
	岩室						22	21	21	19	19	19				
合計		164	165	176	0	0	0	1,625	1,552	1,568	1,394	1,405	1,431	330	339	346
圏域	認知症対応型共同生活介護 (人/月)			地域密着型特定施設入居者生活介護 (人/月)			地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (人/月)			地域密着型通所介護 (人/月)						
	R6	R7	R8	R6	R7	R8	R6	R7	R8	R6	R7	R8				
北区	松浜・南浜・瀧川	43	44	46			35	35	35	702	702	713				
	葛塚・木崎・早通	60	63	64	2	2	6	49	49	49	986	986	1,002			
	岡方・光晴	15	16	16				13	12	13	247	247	251			
東区	山の下	29	30	31				24	24	24	480	480	488			
	藤見・下山	46	48	49				38	38	38	757	757	770			
	東新瀧(木戸小)・大形・木戸	66	68	71	5	5	9	54	54	54	1,085	1,086	1,105			
	石山・東石山	55	58	60				46	46	46	927	927	942			
中央区	関屋・白新	47	49	51				39	39	39	777	776	789			
	奇居・新瀧柳都	47	48	50				38	39	38	770	770	783			
	宮浦・東新瀧(沼垂小・笹口小)	58	60	62	6	6	11	47	47	47	950	950	965			
	鳥屋野・上山	67	70	71				55	55	55	1,098	1,099	1,117			
	山瀧	25	26	27				21	21	21	413	413	420			
江南区	大江山・横越	28	29	30				23	23	23	469	469	476			
	龜田・龜田西	52	53	55	3	3	5	42	42	42	849	849	862			
	曾野木・両川	24	24	25				19	20	19	389	389	395			
秋葉区	新津第五	29	30	31				24	24	24	477	477	485			
	新津第一・新津第二	59	61	63	4	4	6	48	48	48	971	971	986			
	小合・金津・小須戸	35	36	38				29	29	29	580	580	589			
南区	白井・白根北	23	24	25				19	19	19	387	387	393			
	白南・白根第一	33	34	35	2	2	4	27	27	27	543	543	552			
	味方・月瀧	13	13	14				11	10	11	208	208	212			
西区	小針・小新	64	67	69				54	53	53	1,064	1,064	1,083			
	坂井輪	37	38	40				31	31	31	612	612	622			
	五十嵐	42	43	45	6	6	12	34	34	34	686	686	697			
	黒崎	39	42	42				32	33	32	646	646	656			
	内野・赤塚・中野小屋	52	54	56				43	43	43	858	858	872			
西浦区	西川	19	19	20				15	15	15	309	309	314			
	瀧東・中之口	18	19	20				15	15	16	303	303	308			
	荻東・荻西	44	45	47	1	1	5	36	36	36	718	718	730			
	岩室	16	16	17				13	13	13	260	260	264			
合計		1,185	1,227	1,270	29	29	58	974	974	974	19,521	19,522	19,841			

※ 全体のサービス量が少ないため、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び看護小規模多機能型居宅介護は区ごと、夜間対応型訪問介護は市全体での見込みとしています。

表 日常生活圏域ごとの地域密着型サービスの必要利用定員総数 (単位：人)

圏域	認知症高齢者グループホーム				地域密着型特定施設			地域密着型特別養護老人ホーム		
	R6	R7	R8	増設	R6	R7	R8	R6	R7	R8
松浜・南浜・濁川	54	54	54	18				40	40	40
葛塚・木崎・早通	54	54	54		29	29	29	8	8	8
岡方・光晴	18	18	18							
山の下	36	36	36							
藤見・下山	54	54	54					29	29	29
東新潟(木戸小)・大形・木戸	63	63	63					114	114	114
石山・東石山	63	63	63					29	29	29
関屋・白新	54	54	54					58	58	58
寄居・新潟柳都	54	54	54					58	58	58
宮浦・東新潟(沼垂小・笹口小)	54	54	54				29	29	29	29
鳥屋野・上山	63	63	63					29	29	58
山潟	18	36	36					58	58	58
大江山・横越	36	36	36					49	49	49
亀田・亀田西	54	54	54					29	29	29
曾野木・両川	27	27	27							
新津第五	36	36	36							
新津第一・新津第二	63	63	63					87	87	87
小合・金津・小須戸	27	27	27					87	87	87
白井・白根北	27	27	27							
白南・白根第一	27	27	27							
味方・月潟	27	27	27					29	29	29
小針・小新	81	81	81					58	58	58
坂井輪	54	54	54					87	87	87
五十嵐	27	27	45				29	29	29	29
黒埼	27	27	27					29	29	29
内野・赤塚・中野小屋	54	54	54							
西川	27	27	27							
潟東・中之口	27	27	27					20	20	20
巻東・巻西	36	36	36				29	29	29	
右室	27	27	27				29	29	29	
合計	1,269	1,287	1,305	18	29	58	87	1,014	1,014	1,043

※ 認知症高齢者グループホームの増設は既存事業所における2ユニット化および3ユニット化。

③ サービスの見込量確保のための方策

地域密着型サービスについては、第8期計画に引き続き認知症高齢者グループホームや看護小規模多機能型居宅介護を中心に日常生活圏域ごとのバランスを考慮しながら整備を進めていきます。また、認知症高齢者グループホームの既存の基盤における増設について、運営事業者への周知や相談対応に努めることで整備の促進を図ります。

施設サービスについては、第8期計画に引き続き特別養護老人ホームに併設するショートステイの特別養護老人ホームへの転換や介護老人保健施設の介護医療院への転換など、既存の介護基盤を活用した整備の促進を予定しています。利用者実態を把握した上で、現利用者の安全なサービス利用を第一に、実態に即したサービス提供となるよう進めていきます。

(3) 地域支援事業の量の見込みとその確保策

地域支援事業は、高齢者が要支援・要介護状態となることを予防し、または要支援・要介護状態の軽減や悪化の防止を図り、可能な限り地域において自立した生活を送ることができるよう支援するものであり、「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業」、「任意事業」により実施します。

① 介護予防・日常生活支援総合事業の量の見込み

介護予防・日常生活支援総合事業については、各事業のこれまでの利用実績と高齢者人口の伸び率等を踏まえ、第9期計画期間におけるサービスの量を推計しました。

全ての高齢者等を対象とした一般介護予防事業の参加者数については、直近の実績から年度ごとの高齢者数等を基に見込み量を推計しました。地域住民が主体となって取り組む地域の茶の間や生活支援の実施数については、区や日常生活圏域ごとの支え合いのしくみづくり会議・推進員が中心となって立ち上げを進めていくことから、区や圏域数を基に見込んでいます。

表 介護予防・日常生活支援総合事業の見込み

介護予防・日常生活支援総合事業	単位	実績			見込み		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
訪問型サービス							
介護予防相当サービス利用者数	人/月	2,617	2,624	2,638	2,700	2,764	2,829
基準緩和サービス利用者数	人/月	163	110	95	95	95	95
住民主体の訪問型生活支援実施団体数	団体	21	24	29	32	35	38
通所型サービス							
介護予防相当サービス利用者数	人/月	4,988	4,833	4,798	5,042	5,298	5,567
基準緩和サービス利用者数	人/月	379	442	476	537	606	683
短期集中予防サービス利用者数	人/年	933	797	907	932	957	983
介護予防ケアマネジメント実施件数	件/月	4,096	4,003	4,012	4,056	4,100	4,145
一般介護予防事業							
フレイルチェック実施地域数	箇所	12	18	24	26	28	30
多職種合同介護予防ケアプラン検討会実施	回/年	30	42	48	30	30	30
介護予防普及啓発事業参加者数	人/年	17,525	19,408	21,200	23,160	25,320	27,600
認知症予防出前講座実施回数	回/年	844	1,026	954	1,010	1,066	1,122
介護支援ボランティア事業登録者数	年度末人数	2,605	2,609	2,613	2,625	2,637	2,645
週1回以上開催する地域の茶の間実施団体数	団体	80	80	87	90	94	98
地域包括ケア推進モデルハウス数	箇所	8	7	7	7	7	7
総おどり体操事業講習会等参加者数	人/年	4,910	5,675	5,661	6,000	6,360	6,741

※ R3・R4は実績値。R5は見込値。

② 包括的支援事業の量の見込み

高齢者人口を踏まえた日常生活圏域数を基に、地域包括支援センターの設置数や生活支援体制整備事業にかかる支え合いのしくみづくり会議・推進員数を見込みました。

認知症初期集中支援チームについては、認知症の方やそのご家族に必要なサービスの調整や支援を行うために必要となるチーム数を見込みました。

表 包括的支援事業の見込み

包括的支援事業	単位	実績			見込み		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
地域包括支援センター数	箇所	30	30	30	30	30	30
在宅医療・介護連携推進事業							
在宅医療・介護連携センター設置数	箇所	1	1	1	1	1	1
在宅医療・介護連携ステーション設置数	箇所	11	11	11	11	11	11
市民向け在宅医療・介護講座等参加者数	人	2,964	3,519	3,519	3,600	3,600	3,600
生活支援体制整備事業							
支え合いのしくみづくり会議設置数	箇所	46	47	47	47	47	47
支え合いのしくみづくり推進員配置数	人	55	58	58	58	58	58
認知症初期集中支援チーム設置数	チーム	5	5	5	5	5	5

※ R3・R4は実績値。R5は見込値。

③ 任意事業の量の見込み

任意事業は各事業のこれまでの利用実績を基にして、その伸びなどから第9期計画の量を見込んでいます。

表 任意事業の見込み

任意事業	単位	実績			見込み		
		R3	R4	R5	R6	R7	R8
介護給付費通知送付数	通/年	37,878	42,129	34,190	—	—	—
家族介護教室事業参加者数	人/年	93	198	351	468	527	585
紙おむつ支給事業利用者数	人/年	11,771	12,090	11,361	11,622	11,889	12,162
介護手当支給事業利用者数	人/年	7	6	8	8	8	8
徘徊高齢者家族支援サービス事業利用者数	人/年	19	14	20	26	33	40
成年後見制度利用支援事業利用者数	人/年	503	594	692	756	867	999
住宅改修支援事業助成件数	件/年	110	50	50	50	50	50
高齢者住宅等安心確保事業派遣施設数	箇所	4	4	4	4	4	4
配食サービス事業利用者数	人/年	617	634	647	661	681	699
あんしん連絡システム事業	人/年	1,690	1,565	1,707	1,851	1,859	1,865
介護相談員派遣事業派遣回数	回/年	0	0	0	500	500	500

※ 紙おむつ支給事業について、任意事業からの費用支出は重度かつ低所得の事業対象者分のみ。

※ R3・R4は実績値。R5は見込値。

④ 地域支援事業の見込量確保のための方策

介護予防・日常生活支援総合事業については、高齢者が住み慣れた地域で自分らしく安心して生活することができるよう、日常生活において介護予防や健康づくりを進めます。また、多様な実施主体によるサービスの充実を図るため、事業の意義や目的について、引き続き啓発に努めるとともに、介護の専門職以外の新たな担い手のすそ野を広げるため、担い手の養成に取り組むほか、支え合いのしくみづくり推進員を中心に、地域で不足する支援やサービスを創出します。

包括的支援事業については、各地域包括支援センターに配置した機能強化職員が中心となって、関係機関とのネットワーク構築の推進、ネットワークを活用した高齢者・家族支援、インフォーマルサービスの把握など、包括的支援業務の充実に努めます。

任意事業については、各事業の利用実績などを分析し、事業内容の見直しも含め、今後の事業実施に必要な適切なサービス提供量の確保につなげます。

3. 介護保険事業費と第1号被保険者の保険料

(1) 介護保険事業に要する費用の見込み

介護サービスや地域支援事業における利用量、介護報酬の改定などを踏まえて算定した第9期計画期間における事業費の見込みは次のとおりです。

事業費は、今後も年20億円程度の増加が続くものと見込まれ、第9期計画期間の総額は2,593億円であり、第8期計画期間と比べると、約195億円、8%程度の増加となっています。

表 介護保険事業に要する費用の見込み

(単位：千円)

	第8期計画期間				第9期計画期間			
	R3	R4	R5	計	R6	R7	R8	計
保険給付費	75,678,788	75,544,848	77,173,320	228,396,956	80,817,435	82,120,899	83,632,487	246,570,821
居宅サービス費	31,225,621	30,974,924	31,436,594	93,637,139	32,742,461	33,327,813	34,146,054	100,216,328
地域密着型サービス費	13,128,161	13,359,408	13,760,086	40,247,655	14,564,355	14,799,294	15,153,829	44,517,478
施設サービス費	26,531,230	26,922,910	27,681,557	81,135,697	28,553,130	28,995,122	29,268,674	86,816,926
高額介護サービス費等	4,793,776	4,287,606	4,295,083	13,376,465	4,957,489	4,998,670	5,063,930	15,020,089
地域支援事業費	3,752,257	3,745,600	3,951,476	11,449,333	4,101,933	4,247,849	4,373,610	12,723,392
介護予防・日常生活支援 総合事業費	2,363,304	2,311,033	2,408,911	7,083,248	2,552,173	2,668,922	2,771,049	7,992,144
包括的支援事業費 ・任意事業費	1,388,953	1,434,567	1,542,565	4,366,085	1,549,760	1,578,927	1,602,561	4,731,248
介護保険事業費合計	79,431,045	79,290,448	81,124,796	239,846,289	84,919,368	86,368,748	88,006,097	259,294,213

※ R3・R4は実績値。R5は見込値。

■ (参考) 令和6年度介護報酬改定
改定率 1.59%

(2) 第1号被保険者の保険料

① 介護保険事業の財源構成

介護保険事業に要する費用は、公費（税金）と保険料によって賄われています。

保険給付費については、公費・保険料それぞれ50%ずつの負担割合となっており、第1号被保険者は全体の約23%を保険料で負担します。

また、地域支援事業費については、介護予防・日常生活総合支援事業費と包括的支援事業費・任意事業費で公費と保険料の負担割合が異なっていますが、第1号被保険者の負担割合は全体の23%となっています。

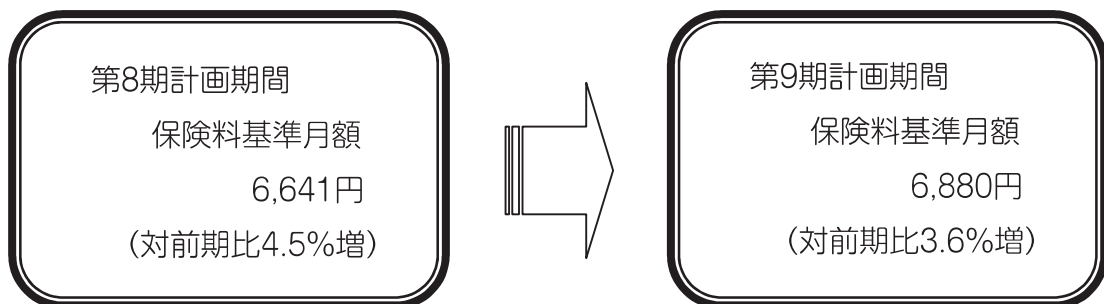
表 財源構成と負担割合

		国	都道府県	市町村	第1号被保険者	第2号被保険者
保険給付費	居宅・地域密着型サービスに係る給付費	25%	12.5%	12.5%	23%	27%
	施設給付費	20%	17.5%			
地域支援事業費	介護予防事業費 (介護予防・日常生活支援総合事業費)	25%	12.5%	12.5%	23%	27%
	包括的支援事業費・任意事業費	38.5%	19.25%	19.25%		

※ 保険給付費および介護予防事業費のうち、国が負担する額の5%相当分については、市町村間の高齢者の所得分布等に応じて調整交付されるため、国の負担割合は約25%（施設給付費は約20%）、第1号被保険者の負担割合は約23%となる。

② 保険料基準額

第9期計画期間における介護保険事業に要する費用の見込みを基に、本市の第1号被保険者の介護保険料を算定した結果、基準月額で6,880円となり、第8期計画期間における基準月額と比較して239円、伸び率にして約3.6%増となります。



高齢化の進展や介護サービス利用者の増加および介護報酬改定の影響などにより、今後も保険給付費の増加が見込まれますが、介護給付費準備基金の活用などにより、保険料基準額の上昇率は低くなっています。

表 保険料負担額の内訳と第8期保険料との比較

	第8期計画期間		第9期計画期間		差額
	事業費 (3か年総額)	第1号被保険者 保険料負担額	事業費 (3か年総額)	第1号被保険者 保険料負担額	
保険給付費	241,399百万円	6,556円/月	246,570百万円	6,967円/月	411円/月
在宅系サービス費負担分	114,837百万円	3,117円/月	115,664百万円	3,270円/月	153円/月
居宅系サービス費負担分	16,622百万円	451円/月	18,578百万円	525円/月	74円/月
施設系サービス費負担分	96,019百万円	2,606円/月	97,310百万円	2,751円/月	145円/月
高額介護サービス費等負担分	13,922百万円	382円/月	15,021百万円	421円/月	39円/月
地域支援事業	12,658百万円	347円/月	12,724百万円	357円/月	10円/月
保険者機能強化推進交付金等	△71円/月		△54円/月		△17円/月
保険料収納必要額	6,832円/月		7,269円/月		437円/月
準備基金取崩分	△191円/月		△389円/月		△198円/月
保険料額（基準額）	6,641円/月		6,880円/月		239円/月

※ 各数値は端数処理の関係で合計が一致しない場合がある。

※ 第8期計画期間の事業費の数値は計画値。

③ 段階別保険料額

第8期計画期間において保険料段階を15段階まで細分化しており、低所得者層に対する負担の低減及び所得に対する負担の公平性が確保されていることから、第9期計画期間の段階は変更しません。

④ 低所得者への配慮

高齢化の進展に伴う保険給付費の増加により、保険料の上昇が避けられない中で、低所得者に対しては、引き続き公費投入による保険料軽減を行います。

また、市が独自に実施している低所得者への保険料の減免については、被保険者の実情に即した減免を引き続き実施していきます。

表 第9期計画期間における段階ごとの保険料額

段階	対象者要件		保険料額		
			保険料率	年額	月額
第1段階	世帯全員が 市民税非課税	・生活保護受給者 ・中国残留邦人等支援給付受給者	0.20	16,500円	1,375円
第2段階		・高齢福祉年金受給者 ・前年の課税年金収入額及び合計所得金額(※)の合計が80万円以下の方			
第3段階		前年の課税年金収入額及び合計所得金額(※)の合計が80万円を超え120万円以下の方	0.40	33,000円	2,750円
第4段階		前年の課税年金収入額及び合計所得金額(※)の合計が120万円を超える方	0.65	53,700円	4,475円
第5段階	世帯員に市民税 課税者がいるが、 本人は市民税非課税	前年の課税年金収入額及び合計所得金額(※)の合計が80万円以下の方	0.90	74,300円	6,192円
第6段階		前年の課税年金収入額及び合計所得金額(※)の合計が80万円を超える方	1.00	82,500円	6,880円
第7段階	本人が 市民税課税者	前年の合計所得金額(※)が90万円未満の方	1.10	90,800円	7,567円
第8段階		前年の合計所得金額(※)が90万円以上120万円未満の方	1.20	99,000円	8,250円
第9段階		前年の合計所得金額(※)が120万円以上210万円未満の方	1.30	107,300円	8,942円
第10段階		前年の合計所得金額(※)が210万円以上320万円未満の方	1.50	123,800円	10,317円
第11段階		前年の合計所得金額(※)が320万円以上420万円未満の方	1.70	140,300円	11,692円
第12段階		前年の合計所得金額(※)が420万円以上520万円未満の方	1.90	156,800円	13,067円
第13段階		前年の合計所得金額(※)が520万円以上620万円未満の方	2.00	165,000円	13,750円
第14段階		前年の合計所得金額(※)が620万円以上720万円未満の方	2.10	173,300円	14,442円
第15段階		前年の合計所得金額(※)が720万円以上1,000万円未満の方	2.20	181,500円	15,125円
			前年の合計所得金額(※)が1,000万円以上の方	2.40	198,000円

※ 合計所得金額＝「地方税法上の合計所得金額」－「土地建物の譲渡所得特別控除額」－「公的年金等に係る雑所得（第1～5段階の市民税非課税者のみ）」

○ 地方税法上の合計所得金額は、各種控除前（損失の繰越控除や土地建物の譲渡所得特別控除がある場合はその控除前）の所得金額ですが、第1号被保険者の段階判定に用いる所得金額は上記※の額となります。

〈参考〉第8期計画の保険料額

段階	対象者要件		保険料額		
			保険料率	年額	月額
第1段階	世帯全員が 市民税非課税	・生活保護受給者 ・中国残留邦人等支援給付受給者	0.20	16,000円	1,334円
第2段階		・高齢福祉年金受給者 ・前年の課税年金収入額及び合計所得金額の合計が80万円以下の方			
第3段階		前年の課税年金収入額及び合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方	0.40	31,900円	2,659円
第4段階		前年の課税年金収入額及び合計所得金額の合計が120万円を超える方	0.65	51,800円	4,317円
第5段階	世帯員に市民税 課税者がいるが、 本人は市民税非課税	前年の課税年金収入額及び合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.90	71,700円	5,975円
第6段階		前年の課税年金収入額及び合計所得金額の合計が80万円を超える方	1.00	79,600円	6,641円
第7段階	本人が 市民税課税者	前年の合計所得金額が80万円未満の方	1.10	87,600円	7,300円
第8段階		前年の合計所得金額が80万円以上125万円未満の方	1.20	95,600円	7,967円
第9段階		前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	1.30	103,500円	8,625円
第10段階		前年の合計所得金額が200万円以上250万円未満の方	1.50	119,400円	9,950円
第11段階		前年の合計所得金額が250万円以上300万円未満の方	1.70	135,400円	11,284円
第12段階		前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	1.80	143,300円	11,942円
第13段階		前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	1.90	151,300円	12,609円
第14段階		前年の合計所得金額が500万円以上700万円未満の方	2.00	159,200円	13,267円
第15段階		前年の合計所得金額が700万円以上1,000万円未満の方	2.10	167,200円	13,934円
			前年の合計所得金額が1,000万円以上の方	2.30	183,100円